

海外帰国生徒等入学者選抜実施要綱

令和８年度の海外帰国生徒等の入学者選抜は、東京都立高等学校の入学者の選抜方法に関する規則（平成５年東京都教育委員会規則第１号）に基づき、この海外帰国生徒等入学者選抜実施要綱（以下「本実施要綱」という。）の定めるところにより実施する。

なお、本実施要綱の対象となる海外帰国生徒対象の選抜を実施する都立高等学校（以下「都立高校」という。）は、三田高校、竹早高校、日野台高校及び国際高校であり、引揚生徒対象の選抜を実施する都立高校は、深川高校、光丘高校及び富士森高校である。また、在京外国人生徒等対象の選抜を実施する都立高校は、竹台高校、田柄高校、南葛飾高校、府中西高校、飛鳥高校、六郷工科高校、杉並総合高校、国際高校、一橋高校、浅草高校、荻窪高校及び砂川高校である。

I 海外帰国生徒対象

第 １ ４月入学生徒の選抜

I－第１－１ 海外帰国生徒対象・４月入学生徒の選抜日程

事 項		日 時	
出 願		インターネットを活用した出願（以下「インターネット出願」という。）を行い、かつその他出願に要する書類については、下記書類提出期間必着で、各都立高校に簡易書留郵便等により郵送したものを受け付ける。 〔入力期間〕 令和７年１２月１９日（金）から令和８年２月 ５日（木）午後５時まで ※ 入力期間とは、インターネット出願において、インターネット上の出願サイト（以下「出願サイト」という。）に志願者情報等を入力することができる期間のことである。以下、本実施要綱において同じ。 〔書類提出期間〕 令和８年 １月３０日（金）から２月 ５日（木）まで（必着） ※ 書類提出期間とは、出願サイトへの入力に加え、出願に要する書類を志願先の都立高校へ提出する期間のことである。以下、本実施要綱において同じ。	
志願 変更	入学願書取下げ	令和８年２月１２日（木）	午前９時 ～ 午後３時
	入学願書再提出	令和８年２月１３日（金）	午前９時 ～ 正午
学 力 検 査 等		令和８年２月１６日（月）	集合 午前８時３０分
合 格 者 の 発 表		令和８年２月１８日（水）	午前８時３０分（インターネット上の合否照会サイト（以下「合否照会サイト」という。）で発表） 午前９時３０分（校内掲示）
合格者の入学手続		令和８年２月１８日（水） ２月１９日（木）	午前９時３０分 ～ 午後３時３０分 午前９時 ～ 正午
実 施 高 校 名		三田高校、竹早高校、日野台高校、国際高校	

（注）都立高校の第一次募集・分割前期募集にも出願することができる。

I－第１－２ 募集人員

「令和８年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

I－第１－３ 応募資格

海外帰国生徒対象の４月入学生徒の選抜に志願することのできる者は、日本国籍を有し、次の(1)から(4)までの全てに該当する者で、平成２３年４月１日以前に出生した者とする。

(1) 高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を令和８年３月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者

- イ 中学校を卒業した者
 - ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者
 - エ 令和8年3月31日までに、施行規則第95条第1号に規定する外国において学校教育における9年の課程（以下「現地校」という。）を修了する見込みの者
 - オ 令和8年3月31日までに、施行規則第95条第2号に規定する文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「日本人学校」という。）の当該課程を修了する見込みの者
- (2) 東京都立高等学校入学者選抜実施要綱（以下「都立高校の実施要綱」という。）第2-3-1の②欄中のいずれかに該当する者

なお、都内に志願者と同居する保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、本実施要綱において同じ。）については、以下の場合も含む。

- (ア) 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国し、都内に志願者と同居すればよい。
 - (イ) 特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。
- (3) 保護者に伴って海外に在住している者又は在住していた者（保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴って海外に在住している者又は在住していた者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は海外又は都内に在住している場合に限る。）
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者
- ア 保護者（保護者が父母の場合は、父母のどちらか一方でよい。ただし、本人と同居していない父又は母は海外又は都内に在住している場合に限る。以下、イ及びウにおいて同じ。）に伴った外国における連続した在住期間が2年以上3年未満の者（連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含む。）で、入学日現在当該海外在住期間終了後1年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後1年を超える者のうち、帰国日が令和7年3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後1年以内とみなす。
 - イ 保護者に伴った外国における連続した在住期間が3年以上4年未満の者（連続した3箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含む。）で、入学日現在当該海外在住期間終了後2年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後2年を超える者のうち、帰国日が令和6年3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後2年以内とみなす。
 - ウ 保護者に伴った外国における連続した在住期間が4年以上の者（連続した4箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含む。）で、入学日現在当該海外在住期間終了後3年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後3年を超える者のうち、帰国日が令和5年3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後3年以内とみなす。

I-第1-4 出願手続

- (1) 中学校の校長（以下「中学校長」という。）及び日本人学校の校長の手続
都立高校の実施要綱第2-5-1を準用する。
- (2) 志願者の手続
 - ア 出願に要する書類等
 - (ア) 入学願書（学校所定の様式）
（インターネット出願では、志願者情報等をインターネット上の出願サイト（以下「出願サイト」という。）に入力する。）
 - (イ) 自己PRカード（様式12）
 - (ウ) 志願者及び保護者が海外に在住したまま出願する場合は、帰国等に関する申立書（様式応5）
 - (エ) 海外における最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（現地校を修了したことが分かる卒業証明書等）
なお、中学校に在学している者又は既に卒業した者及び日本人学校卒業（見込み）者は調査書（様式10又は10-2）を提出する。
 - (オ) 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、理由書（様式応7）及び父母のどちらか一方が帰国できない理由を証明する書類（海外における勤務証明書等）
ただし、都内の中学校を卒業する見込みの者は、理由書（様式応7）を提出する必要はない。

- (カ) 特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる身元引受人の身元引受人承諾書（様式応 6）及び保護者が帰国できない理由を証明する書類（海外における勤務証明書等）
- (キ) 入学考査料 2, 200円
（出願サイト上での決済又は納付書による納付とする。納付書による場合は、所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書の画像を出願サイトにアップロードする。やむを得ず所定の入学願書を用いる場合は、領収証書を裏面に貼り付けて提出する。）
- (ク) 応募資格の審査に要する書類（該当する者のみ）
- (ケ) その他海外生活を証明する書類等で当該都立高校の校長（以下「都立高校長」という。）が必要とするもの

イ 提出方法

- (ア) 都内の中学校に在学している志願者は、出願サイト上で志願者情報等の入力を行い、中学校長の承認を経て、入学願書の提出を行う。また、志願先の都立高校長宛てに、出願に必要な書類（入学願書を除く。）を、中学校長を通じて、書類提出期間内に必着するよう、簡易書留郵便等の追跡可能かつ対面で受け渡される方法により提出する。ただし、インターネット出願に係る入力方法の詳細は別に定める。
 - (イ) 前記(ア)以外の志願者は、出願サイト上で志願者情報等の入力を行い、入学願書の提出を行う。また、出願に要する書類（入学願書を除く。）を、書類提出期間内に必着するよう、都立高校長宛てに簡易書留郵便等の追跡可能かつ対面で受け渡される方法により提出する。ただし、インターネット出願に係る入力方法の詳細は別に定める。
 - (ウ) 前記(ア)及び(イ)の方法により出願することができないやむを得ない事情がある場合には、志願者は、志願する都立高校に連絡の上、出願に要する書類（入学願書を含む。）を、書類提出期間内に必着するよう、都立高校長宛てに簡易書留郵便等の追跡可能かつ対面で受け渡される方法により提出する。この場合、入学考査料は所定の納付書による納付とし、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付けた上で提出すること。
 - (エ) 出願受付期間内に到着するように郵送することができない等やむを得ない事情がある場合には、志願する都立高校に連絡の上で、持参により提出することを認めるものとする。
 - (オ) 入学願書提出後は、出願サイトへの入力内容及びその他出願に要する書類に係る記載事項の変更を認めない。
- (3) 受検票の交付
- 出願を受け付けた都立高校長は、出願サイトを通じて受検票を交付する。ただし、やむを得ない事情によりインターネット出願を行わなかった者に対しては、出願を受け付けた都立高校長が別途交付する。

I－第1－5 志願の変更

海外帰国生徒対象の4月入学生徒の選抜の志願者は、入学願書提出後、1回に限り海外帰国生徒対象の都立高校に志願変更をすることができる。ただし、入学願書の返却を受けた都立高校に再提出することはできない。

志願変更の手続は、都立高校の実施要綱第2－6－2を準用する。

I－第1－6 学力検査等の実施

(1) 検査教科等

国語（作文を含む。）、数学及び外国語（英語）の3教科並びに面接とし、各教科の満点は100点とする。

検査教科のうち、1教科（面接を含む。）でも受検しなかった者は、受検を放棄したものとみなす。ただし、正当な事由により、一部受検できなかった者は、受検したものとみなす。

(2) 集合時刻及び時間割

	開始時刻 ～ 終了時刻	時 間	検査教科等
集 合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分 ～ 午前 9時50分	50分	国 語
第2時限	午前 10時10分 ～ 午前 11時00分	50分	数 学
第3時限	午前 11時20分 ～ 午後 0時10分	50分	英 語
第4時限	午後 1時10分 ～		面 接

(注) 志願者が多い場合には、面接が2日間にわたる場合がある。

(3) 検査会場

受検票により指定する。

I－第1－7 問題作成

都立高校の実施要綱第2－8(1)及び(4)を準用する。ただし、作文については別に定める。

I－第1－8 選考

都立高校の実施要綱第2－10に準じて、当該都立高校長が定める。ただし、面接点の取扱いについては、別に定める。

I－第1－9 採点

都立高校の実施要綱第2－9を準用する。

I－第1－10 合格者の発表

(1) 発表方法

合格者の発表は、入学願書提出校における校内の掲示及び合否照会サイト上で行う。

(2) 合格通知書の交付

合格者には、合格通知書（様式22）を交付する。

(3) 合格通知書の交付期間

入学手続期間中とする。

I－第1－11 入学手続（入学確約書の提出）

都立高校の実施要綱第2－12を準用する。

I－第1－12 本人得点の開示及び学力検査における答案の開示等

都立高校の実施要綱第5を準用する。

第 2 9月入学生徒の選抜

I－第2－1 海外帰国生徒対象・9月入学生徒の選抜日程

事 項	日	時
出 願	令和8年7月 1日（水）	午前9時～午後3時
	7月 2日（木）	午前9時～正午
検 査	令和8年7月 8日（水）	集合 午前8時30分
合 格 者 の 発 表	令和8年7月13日（月）	午前9時
合格者の入学手続	令和8年7月13日（月）	午前9時～午後3時
	7月14日（火）	午前9時～正午
実 施 高 校 名	三田高校、竹早高校、日野台高校、国際高校	

（注）国際バカロレアコースの9月入学生徒の選抜にも出願することができる。ただし、令和8年4月1日から同年8月31日までの間に、外国において学校教育における9年の課程を修了する見込みの者又は修了した者に限る。

I－第2－2 募集人員

「令和8年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

I－第2－3 応募資格

海外帰国生徒対象の9月入学生徒の選抜に志願することができる者は、日本国籍を有し、次の(1)から(3)までの全てに該当する者で、平成23年4月1日以前に出生した者とする。

なお、既に実施された令和8年度東京都立高等学校入学者選抜に応募した者の出願は認めない。

- (1) 高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、令和8年4月1日から同年8月31日までの間に、現地校（10年の課程を含む。）を修了する見込みの者又は修了した者
- (2) 保護者に伴って海外に在住している者又は在住していた者（保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴って海外に在住している者又は在住していた者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は海外又は都内に在住している場合に限る。）
- (3) 保護者（保護者が父母の場合は、父母のどちらか一方でよい。ただし、本人と同居していない父又は母は海外又は都内に在住している場合に限る。）に伴った外国における連続した在学期間が2年以上の者（連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者を含む。）で、保護者とともに都内に住所を有する者又は入学日までに住所を有することが確実な者のうち、入学後も引き続き都内から通学する者。ただし、都内に志願者と同居する保護者については以下の場合も含む。

ア 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国し、都内に志願者と同居すればよい。

イ 特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。

I－第2－4 出願手続

本実施要綱I－第1－4(2)及び(3)を準用する。ただし、インターネット出願は行わないため、出願に要する書類等の提出は全て紙で行い、入学検査料は志願する都立高校の窓口において、現金で納付する。

I－第2－5 検査の実施

(1) 検査内容

作文及び面接とする。

なお、言語については、それぞれの検査において日本語又は英語のどちらかを選択することができる。

作文又は面接を受検しなかった者は、受検を放棄したものとみなす。ただし、正当な事由により、一部受検できなかった者は、受検したものとみなす。

(2) 集合時刻及び時間割

	開始時刻 ～ 終了時刻	時 間	検査内容
集 合	午前 8 時 3 0 分		
第 1 時限	午前 9 時 0 0 分 ～ 午前 9 時 5 0 分	5 0 分	作 文
第 2 時限	午前 1 0 時 1 0 分 ～		面 接

(3) 検査会場

受検票により指定する。

I－第2－6 問題作成

問題作成に関する事項は、別に定める。

I－第2－7 選考

選考の方法等については、別に定める。

I－第2－8 採点

都立高校の実施要綱第2－9(1)から(5)までを準用する。

I－第2－9 合格者の発表

(1) 発表方法

入学願書提出校において校内に掲示する。

なお、都立高校長は、本実施要綱 I－第2－1 に定める合格者の発表日時以降、合格者の受検番号の一覧を当該都立高校のホームページへ掲載する。

(2) 合格通知書の交付

合格者には、合格通知書（様式22）を交付する。

(3) 合格通知書の交付期間

入学手続期間中とする。

I－第2－10 入学手続（入学確約書の提出）及び本人得点の開示

都立高校の実施要綱第3－12及び第5－1を準用する。ただし、第5－1－2(2)でいう交付の開始時期は、合格者の入学手続締切日の翌日とする。

第 3 その他

- 1 施行規則第95条第5号に規定する学力認定は、本実施要綱の定める検査の成績により行う。
- 2 応募資格に違反し、又は必要書類の重要事項の誤記、不備その他事実と反する記載により入学したと認められる者は、入学を取り消すものとする。
- 3 4月入学生徒の選抜に出願する者は、都立高校の第一次募集・分割前期募集に併せて出願することができる。ただし、海外帰国生徒対象の選抜の合格者は、第一次募集・分割前期募集に出願していても、受検を認めない。
- 4 4月入学生徒の選抜に出願する者は、都立高校通信制課程の前期選抜に出願することができない。
- 5 9月入学生徒の選抜に出願する者は、国際バカロレアコースの9月入学生徒の選抜に併せて出願及び受検することができる。ただし、国際バカロレアコースの選抜の合格者は、海外帰国生徒対象の選抜における選考の対象としない。
- 6 本実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都立高校の実施要綱の規定を準用する。

Ⅱ 引揚生徒対象

Ⅱ－１ 引揚生徒対象の選抜日程

事 項		日	時
出 願		令和８年２月 ５日（木）	午前９時 ～ 午後３時
		２月 ６日（金）	午前９時 ～ 正午
志願 変更	入学願書取下げ	令和８年２月１２日（木）	午前９時 ～ 午後３時
	入学願書再提出	令和８年２月１３日（金）	午前９時 ～ 正午
検 査		令和８年２月１６日（月）	集合 午前８時３０分
合 格 者 の 発 表		令和８年２月１８日（水）	午前８時３０分（可否照会サイト上で発表） 午前９時３０分（校内掲示）
合格者の入学手続		令和８年２月１８日（水） ２月１９日（木）	午前９時３０分 ～ 午後３時３０分 午前９時 ～ 正午
実 施 高 校 名		深川高校、光丘高校、富士森高校	

（注）都立高校の第一次募集・分割前期募集にも出願することができる。

Ⅱ－２ 募集人員

「令和８年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

Ⅱ－３ 応募資格

引揚生徒対象の選抜に志願することができる者は、高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない平成２３年４月１日以前に出生した者で、次の表①欄(1)から(4)までのいずれかに該当し、かつ、②欄及び③欄に該当する者とする。

①
(1) 令和８年３月に中学校を卒業する見込みの者 (2) 中学校を卒業した者 (3) 施行規則第９５条の各号のいずれかに該当する者 (4) 令和８年３月３１日までに、外国において学校教育における９年の課程を修了する見込みの者又は日本人学校の当該課程を修了する見込みの者
②
保護者が引揚者である者（保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が引揚者である場合を含む。）のうち、保護者とともに都内に住所を有する者又は入学日までに都内に住所を有することが確実で、入学後も引き続き都内から通学する者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。
さらに、①欄の(1)又は(2)に該当する場合、引揚げ後に原則として小学校第４学年以上の学年に入学した者とする。 なお、引揚者とは、終戦前（昭和２０年９月２日以前をいう。）から引き続き外国に居住していた者（これらの者を両親として終戦後外国において出生した者を含む。）で、終戦後初めて永住の目的をもって帰国した者をいう。
③
以前に、引揚生徒を対象とする本選抜により入学したことがない者

Ⅱ－４ 出願手続

(1) 中学校長の手続

都立高校の実施要綱第３－５－１を準用する。

(2) 志願者の手続

本実施要綱第Ⅰ－第１－４(2)を準用する。ただし、インターネット出願は行わないため、出願に要する書類等の提出は全て紙で行う。

なお、志願者の出願に要する書類等は、次のとおりとする。

ア 入学願書（学校所定の様式）

イ 次の(ア)から(エ)までのいずれかの書類

(ア) 引揚証明書

(イ) 自立支度金支給決定通知書

(ウ) 永住帰国者証明書

(エ) 引揚生徒対象志願者の状況申立書（様式28）

なお、上記(エ)については、事前に、在学中学校長を経由して、令和8年1月6日(火)までに都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当に報告し、都立学校教育部高等学校教育課の受付印が押印してあるものであること。ただし、中学校に在学していない者は、中学校長を経由する必要はない。

ウ 調査書（都立高校の実施要綱第4－6により作成したもの。様式10又は10-2）

エ 自己PRカード（様式12）

オ 入学考査料 2,200円

（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）

カ 中学校を既に卒業した者は、志願者及び保護者の住民票記載事項証明書（様式応3）

キ 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、理由書（様式応7）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類

ただし、都内の中学校を卒業する見込みの者は提出する必要はない。

ク その他当該都立高校長が必要とする書類

(3) 受検票の交付

都立高校の実施要綱第3－5－3を準用する。

Ⅱ－5 志願の変更

引揚生徒対象の志願者は、入学願書提出後、1回に限り、引揚生徒対象の都立高校に志願変更をすることができる。ただし、入学願書の返却を受けた都立高校に再提出することはできない。

志願変更の手続は、都立高校の実施要綱第3－6－2を準用する。

Ⅱ－6 検査の実施

(1) 検査内容

作文及び面接とする。

作文又は面接を受検しなかった者は、受検を放棄したものとみなす。ただし、正当な事由により、一部受検できなかった者は、受検したものとみなす。

(2) 集合時刻、時間割及び検査会場

受検票により指定する。

Ⅱ－7 問題作成

問題作成に関する事項は、別に定める。

Ⅱ－8 選考

選考の方法等については、別に定める。

Ⅱ－9 採点、合格者の発表、入学手続(入学確約書の提出)及び本人得点の開示等

都立高校の実施要綱第2－9(1)から(5)まで、第3－11、第3－12、第5－1及び第5－3を準用する。

Ⅱ－10 その他

(1) 施行規則第95条第5号に規定する学力認定は、本実施要綱の定める検査の成績により行う。

(2) 応募資格に違反し、又は必要書類の重要事項の誤記、不備その他事実と反する記載により入学したと認められる者は、入学を取り消すものとする。

(3) 引揚生徒対象の選抜に出願する者は、都立高校の第一次募集・分割前期募集に併せて出願することができる。ただし、引揚生徒対象の選抜の合格者は、第一次募集・分割前期募集に出願していても、受検を認めない。

(4) 引揚生徒対象の選抜に出願する者は、都立高校通信制課程の前期選抜に出願することができない。

(5) 本実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都立高校の実施要綱の規定を準用する。

Ⅲ 在京外国人生徒等対象

第 1 4 月入学生徒の選抜

Ⅲ－第1－1 在京外国人生徒等対象・4月入学生徒の選抜日程

＜竹台高校、田柄高校、南葛飾高校、府中西高校、飛鳥高校、六郷工科高校、杉並総合高校、一橋高校、浅草高校、荻窪高校、砂川高校＞

事 項	日	時
出 願	令和8年1月20日（火）	午前9時～午後3時
	1月21日（水）	午前9時～正午
検 査	令和8年1月26日（月）	
合 格 者 の 発 表	令和8年2月 2日（月）	午前8時30分（合否照会サイト上で発表）
		午前9時30分（校内掲示）
合格者の入学手続	令和8年2月 2日（月）	午前9時30分～午後3時30分
	2月 3日（火）	午前9時～正午

＜国際高校＞

事 項	日	時
出 願	インターネット出願を行い、かつその他出願に要する書類については、下記書類提出期間必着で、当該都立高校に簡易書留郵便等により郵送したものを受け付ける。 〔入力期間〕 令和7年12月19日（金）から令和8年2月 5日（木）午後5時まで 〔書類提出期間〕 令和8年 1月30日（金）から2月 5日（木）まで（必着）	
検 査	令和8年2月16日（月）	
合 格 者 の 発 表	令和8年2月18日（水）	午前8時30分（合否照会サイト上で発表）
		午前9時30分（校内掲示）
合格者の入学手続	令和8年2月18日（水）	午前9時30分～午後3時30分
	2月19日（木）	午前9時～正午

（注）都立高校の第一次募集・分割前期募集にも出願することができる。

Ⅲ－第1－2 募集人員

「令和8年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

Ⅲ－第1－3 応募資格

在京外国人生徒等対象の4月入学生徒の選抜に志願することのできる者は、次の(1)及び(2)に該当する日本語指導が必要な者で、平成23年4月1日以前に出生した者とする。ただし、国際高校の在京外国人生徒等対象の選抜においては、竹台高校、田柄高校、南葛飾高校、府中西高校、飛鳥高校、六郷工科高校、杉並総合高校、一橋高校、浅草高校、荻窪高校及び砂川高校の在京外国人生徒等対象の選抜における合格者の応募は認めない。

- (1) 高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次のアからウまでのいずれかに該当する者
- ア 国籍を問わず、令和8年3月31日までに、外国において学校教育における9年の課程を修了する見込みの者又は修了した者
- イ 国籍を問わず、令和8年3月31日までに、中学校を卒業する見込みの者又は既に卒業した者で、入国後の在日期間が入学日現在原則として3年以内の者。ただし、入学日現在入国後3年を超える者のうち、入国日が令和5年1月1日以降の者については、入国後の在日期間が入学日現在3年以内とみなす。
- ウ 外国籍を有している者で、令和8年3月31日までに、日本国内において外国人学校の教育により日本の9年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者
- (2) 都立高校の実施要綱第2－3－1の②欄中のいずれかに該当する者

Ⅲ－第1－4 出願方法

志願者は、検査日の異なるそれぞれの都立高校に出願することができる。

Ⅲ－第1－5 出願手続

(1) 中学校長の手続

都立高校の実施要綱第2－5－1を準用する。ただし、竹台高校、田柄高校、南葛飾高校、府中西高校、飛鳥高校、六郷工科高校、杉並総合高校、一橋高校、浅草高校、荻窪高校及び砂川高校においては、都立高校の実施要綱第3－5－1を準用する。

(2) 志願者の手続

本実施要綱Ⅰ－第1－4(2)を準用する。ただし、竹台高校、田柄高校、南葛飾高校、府中西高校、飛鳥高校、六郷工科高校、杉並総合高校、一橋高校、浅草高校、荻窪高校及び砂川高校においては、インターネット出願は行わないため、出願に要する書類等の提出は全て紙で行う。

なお、志願者が出願に要する書類等は、次のとおりとする。

ア 入学願書（学校所定の様式）

（インターネット出願では、志願者情報等を出願サイトに入力する。）

イ 最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（外国において学校教育における9年の課程が修了したことが分かる卒業証明書等）

なお、中学校に在学している者又は既に卒業した者は調査書（様式10又は10-2）を提出する。

ウ 外国籍を有している者の場合、外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書（様式応3）又は公的機関発行の書類

エ 前記Ⅲ－第1－3(1)イに該当する場合は、入国後の在日期間が入学日現在3年以内であることを証明する公的機関発行の書類

オ 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、理由書（様式応7）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類

ただし、都内の中学校を卒業する見込みの者及び定時制課程の高校を志願する者は提出する必要はない。

カ 入学考査料（全日制 2,200円、定時制 950円）

（出願サイト上での決済又は納付書による納付とする。納付書による場合は、所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証の画像を出願サイトにアップロードする。やむを得ず所定の入学願書を用いる場合は、領収証書を裏面に貼り付けて提出する。ただし、竹台高校、田柄高校、南葛飾高校、府中西高校、飛鳥高校、六郷工科高校、杉並総合高校、一橋高校、浅草高校、荻窪高校及び砂川高校においては、インターネット出願は行わないため、所定の納付書により、納付書裏面に記載した納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）

キ パーソナル・ヒストリー（学校所定の様式）

ク 応募資格の審査に要する書類（該当する者のみ）

ケ その他当該都立高校長が必要とする書類

(3) 受検票の交付

本実施要綱Ⅰ－第1－4(3)を準用する。ただし、竹台高校、田柄高校、南葛飾高校、府中西高校、飛鳥高校、六郷工科高校、杉並総合高校、一橋高校、浅草高校、荻窪高校及び砂川高校においては、インターネット出願は行わないため、入学願書等を受け付けた都立高校長が受検票を交付する。

Ⅲ－第1－6 検査の実施

(1) 検査内容

作文及び面接とする。

なお、言語については、それぞれの検査において日本語又は英語のどちらかを選択することができる。また、当該都立高校長が必要と判断した場合は、学力検査を実施することができる。日本語により作文及び学力検査を実施する場合は、ひらがなのルビを振った検査問題とする。

作文又は面接を受検しなかった者（学力検査を実施する場合は、検査教科のうち、1教科でも受検しなかった者を含む。）は、受検を放棄したものとみなす。ただし、正当な事由により、一部受検できなかった者は、受検したものとみなす。

(2) 集合時刻及び時間割

受検票により指定する。

(3) 検査会場

受検票により指定する。

Ⅲ－第1－7 問題作成

問題作成に関する事項は、別に定める。

Ⅲ－第1－8 選考

選考の方法等については、別に定める。

Ⅲ－第1－9 採点、合格者の発表及び入学手続（入学確約書の提出）

都立高校の実施要綱第2－9(1)から(5)まで、第3－11及び第3－12を準用する。

Ⅲ－第1－10 本人得点の開示及び学力検査における答案の開示

都立高校の実施要綱第5を準用する。

第 2 9月入学生徒の選抜

Ⅲ－第2－1 在京外国人生徒等対象・9月入学生徒の選抜日程

事 項	日	時
出 願	令和8年7月 1日（水）	午前9時 ～ 午後3時
	7月 2日（木）	午前9時 ～ 正午
検 査	令和8年7月 8日（水）	
合 格 者 の 発 表	令和8年7月13日（月）	午前9時
合格者の入学手続	令和8年7月13日（月）	午前9時 ～ 午後3時
	7月14日（火）	午前9時 ～ 正午
実 施 高 校 名	竹台高校、田柄高校、南葛飾高校、府中西高校、飛鳥高校、国際高校	

（注）国際バカロレアコースの9月入学生徒の選抜にも出願することができる。

Ⅲ－第2－2 募集人員

「令和8年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

Ⅲ－第2－3 応募資格

在京外国人生徒等対象の9月入学生徒の選抜に志願することのできる者は、次の(1)及び(2)に該当する日本語指導が必要な者で、平成23年4月1日以前に出生した者とする。

なお、既に実施された令和8年度東京都立高等学校入学者選抜に応募した者の出願は認めない。

(1) 高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次のア又はイのどちらかに該当する者

ア 国籍を問わず、令和8年4月1日から同年8月31日までの間に、外国において学校教育における9年の課程を修了する見込みの者又は修了した者

イ 外国籍を有している者で、令和8年4月1日から同年8月31日までの間に、日本国内において外国人学校の教育により日本の9年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者

(2) 保護者とともに都内に住所を有する者又は入学日までに住所を有することが確実な者で、かつ、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同じ居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

Ⅲ－第2－4 出願手続、検査の実施、問題作成及び選考

本実施要綱Ⅲ－第2－4及びⅢ－第1－6からⅢ－第1－8までを準用する。

Ⅲ－第2－5 採点、合格者の発表、入学手続（入学確約書の提出）及び本人得点の開示

都立高校の実施要綱第2－9(1)から(5)まで、本実施要綱Ⅲ－第2－9、都立高校の実施要綱第3－12及び第5－

1を準用する。ただし、第5－1－2(2)でいう交付の開始時期は、合格者の入学手続締切日の翌日とする。

Ⅲ－第2－6 学力検査における答案の開示

都立高校の実施要綱第5－2を準用する。

第 3 その他

- 1 施行規則第95条第5号に規定する学力認定は、本実施要綱の定める検査の成績により行う。
- 2 応募資格に違反し、又は必要書類の重要事項の誤記、不備その他事実と反する記載により入学したと認められる者は、入学を取り消すものとする。
- 3 在京外国人生徒等対象の選抜（竹台高校、田柄高校、南葛飾高校、府中西高校、飛鳥高校、六郷工科高校、杉並総合高校、一橋高校、浅草高校、荻窪高校及び砂川高校）の合格者は、入学手続日以降に実施する都立高校の募集に出願することができない。
- 4 4月入学生徒の選抜（国際高校）に出願する者は、都立高校通信制課程の前期選抜に出願することができない。
- 5 9月入学生徒の選抜に出願する者は、国際バカロレアコースの9月入学生徒の選抜に併せて出願することができる。
ただし、国際バカロレアコースの選抜の合格者は、在京外国人生徒等対象の選抜における選考の対象としない。
- 6 本実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都立高校の実施要綱の規定を準用する。